

役員の仕事に関する規程

(総則)

第1条 本規程は、一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟（以下「本連盟」という）の理念の実現と社会的責任を果たすことを目的として制定し、理事、監事、特任理事は、この規程に従い行動するものとする。

② 本規程に定めのない事項は、次に掲げるものによる。

- (1) 国内関連法およびその他の法令
- (2) 定款
- (3) 本連盟の定める諸規程
- (4) 理事会の決議
- (5) 常務理事会の決議
- (6) 評議員会の決議

(適用範囲)

第2条 本規程は理事、監事、特任理事（以下「役員」という）に適用する。

(就任)

第3条 役員は、就任することを承諾したときは、すみやかに就任承諾書を提出しなければならない。

(服務心得)

第4条 役員は、次の事項を遵守しなければならない。

(法令遵守・社会規範遵守)

- ① 事業活動にあたって法令（国際法を含む）、定款、本連盟の定める諸規程および社会的規範を遵守し、本連盟のために忠実にその職務を遂行すること
- ② 遵守すべき法令又は適正な業務遂行のための要件が明らかでないときは、良識と常識をもって対処すること

(忠実義務)

- ③ 理事会、常務理事会、評議員会等の決議を遵守し、本連盟の事業活動への協力および担当職務を誠実に執行すること

(守秘義務)

- ④ 本連盟、関係取引先との職務を通じて入手した事業情報、特定個人の情報等を誠実かつ適切に管理し、守秘すること

(監督義務)

- ⑤ 職位の名目に限らず、理事会、評議員会、各委員会を構成する役員は本連盟の業務執行に対して監督義務を果たすべく建設的な意見の具申に努めること

(緊密なコミュニケーション)

- ⑥ 所管部門並びに関係部門と連絡を密にし、本連盟の活動の率先した統一、啓発を図ること

(監事への報告)

- ⑦ 理事は内部統制システムの構築又は運用状況、コンプライアンス等に影響を与える重要事項についての報告を監事に行うこと
- ⑧ 理事は監事から求められた事項の報告をすること

(利益相反等)

第5条 本規程において、利益相反取引等とは次の各号に掲げる行為をいう。原則として行為の外形のみから判断するものとし、また、その行為の種類を問わない。

- (1) 役員、役員の配偶者及び一親等の親族並びにこれらの者が代表者を務める法人（評議員が代表者を務める加盟団体及び加盟チームを除く。以下、「役員等」という。）が、自己又は第三者のために行う本連盟の事業の部類に属する取引。
 - (2) 役員等が、自己又は第三者のために行う本連盟と直接行う取引。
 - (3) 本連盟が役員等の債務を保証すること、その他役員等以外の者との間において本連盟と当該役員等との利益が相反する取引。
- ② 本連盟の役員が、利益相反取引等に該当する又は該当する可能性がある取引を行う場合には、その取引について重要な事実を開示し、事前に理事会の承認を得なければならない。

(禁止事項)

第6条 役員は、次の事項を行ってはならない。

- ① 情報漏洩および不利益行動の禁止
 - (1) 本連盟や関係取引先を行う事業情報、並びに本連盟職員、関係取引先担当者、個人登録者等を含めた機密情報、個人情報等を漏洩すること
 - (2) 本連盟に明らかに不利益となる言動をすること
 - (3) 本連盟の信用又は名誉を著しく損なう言動をすること
- ② 知的財産権侵害の禁止
 - (1) 本連盟および他社の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、およびサービスマーク等の知的財産権を侵害すること
 - (2) 本連盟に対し、本連盟および他社の知的財産権を侵害する行為を指示又は働きかけをすること
- ③ その他
 - (1) その他前各号に準ずる行為をすること
- ④ ①については、在任中はもとより退任後も順守するものとする。

(損害賠償)

第7条 役員が故意又は過失によって本連盟に損害を与えたときは、本連盟はその全部又は一部の賠償を請求できるものとする。

(罰 則)

第8条 役員に対する罰則については、公益財団法人日本サッカー協会懲罰規程に基づき理事会の諮問、決議をもって対応する。

(準用範囲)

第9条 本規程は、役員に加え以下の役職に従事する者にも準用される。

(1) 名誉役員等 (名誉会長、相談役、参与)

(2) 評議員

(3) 各委員会委員 (委員長及び委員)

(改 正)

第10条 本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行なう。

(附 則)

第11条 本規程は、平成23年4月1日から施行する。

(改正)

平成31年3月25日

令和8年5月27日